

介護サービス事業所等自己点検票（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業）

令和5年7月1日適用

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
一 基本方針	<p>1 基本方針</p> <p>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。</p>	<p>法第115条の3第1項 条例112第152条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
二 人員に関する基準	<p>1 従業員の数</p> <p>(1) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業員の員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>①医師</p> <p>1人以上となっているか。</p>	<p>条例112第129条1項 第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>②生活相談員</p> <p>イ 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上となっているか。</p> <p>ロ 1人は常勤となっているか。</p> <p>ただし、利用者定員が20人未満である併設事業所の場合にあつては、この限りではない。</p> <p>ハ 社会福祉主事の資格を有する者又はこれに同等以上の能力を有する者となっているか。</p>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<p>③介護職員又は看護職員</p> <p>イ 介護職員又は看護師若しくは准看護師（看護職員）は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上となっているか。</p> <p>ロ 介護職員又は看護職員のうち、1人は常勤となっているか。</p> <p>ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあつては、この限りでない。</p> <p>ハ 看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保しているか。</p>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>規則142第27条第5項、第6項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
二 人員に関する基準	④栄養士 1人以上となっているか。 ただし、利用定員数が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、置かないことができる。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤機能訓練指導員 イ 1人以上となっているか。 ロ 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者となっているか。 ※「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）の資格を有する者をいう。	規則142第27条第7項	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	⑥調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数となっているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 従業者の員数を算定する場合の利用者の数は、前年度の平均数により算定しているか。 ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数により算定しているか。	規則 142 第 27 条 3 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 管理者 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の者であるか。 ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	条例 112 第 130 条 平 24 要領 1882 第四の一、準用(第三の八の1の(6))	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
三 設備基準	1 利用定員等 ユニット型介護予防短期入所生活介護の利用定員は20人以上となっているか。 ただし、空床利用型である場合は、この限りではない。 また、併設型事業所の場合にあつては、利用定員が20人未満でも差し支えない。	条例 112 第 159 条準用 (第 131 条第 1 項・第 2 項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
三 設備に関する基準	<p>(5) その他の構造の設備</p> <p>①廊下の幅は、1.5 m以上となっているか。ただし、中廊下の幅は、1.8 m以上となっているか。ただし、既存建物の改修により整備したユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>※なお中廊下とは、廊下の両側に居室、共同生活室等利用者の日常生活に使用する設備のある廊下をいう。</p>	<p>条例112第153条第5項の一</p> <p>条例112第153条第5項の二</p> <p>条例112第153条第5項の三</p> <p>条例112第153条第5項の四</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>②廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けているか。</p>	5項の五	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>③階段の傾斜を緩やかにしているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>④消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>⑤ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けているか。</p> <p>ただしエレベーターを設けるときは、この限りではない。</p> <p>※傾斜路は、利用者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜は緩やかにし、表面は粗面又は滑りにくい材料で仕上げるものとする。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
四 運営に関する基準	<p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>(1) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は家族に対し、運営規程の概要等サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。</p>	<p>条例 112 第 159 条準用(第 135 条第 1 項)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	<p>(2) 居宅基準第153条第1項は、ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、ユニット型当該指定短期入所生活介護事業所の運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定短期入所生活介護の提供を受けること（サービスの内容及び利用機関等を含む）につき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及びユニット型指定短期入所生活介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいが確認しているか。</p>	<p>条例112第159条準用（第135条第2項）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>2 対象者等</p> <p>(1) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。</p>	<p>条例112第159条準用（第134条第1項）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(2) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。</p>	<p>条例112第159条準用（第134条第2項）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>3 提供拒否の禁止</p> <p>正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。</p>	<p>条例112第159条準用（第142条、第52条の4）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	4 サービス提供困難時の対応 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供が困難な場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	条例 112 第 159 条、準用（第 142 条、第 52 条の 5）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5 受給資格等の確認 （1）ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめているか。	条例 112 第 159 条、準用（第 142 条、第 52 条の 6 第 1 項）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	（2）ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、（1）の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防短期入所生活介護を提供するよう努めているか。	条例 112 第 159 条、準用（第 142 条、第 52 条の 6 第 2 項）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	6 要支援認定の申請に係る援助 （1）ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の開始に際し、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに必要な援助を行っているか。	条例112第159条、準用（第142条、第52条の7第1項）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	（2）要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行っているか。	条例 112 第 159 条、準用（第 142 条、第 52 条の 7 第 2 項）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	7 心身の状況等の把握 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係るユニット型指定介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	条例112第159条、準用（第142条、第52条の8）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	8 介護予防サービス費の支給を受けるための援助 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者へ依頼する旨を区市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行っているか。	条例112第159条、準用（第142条、第52条の10）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	9 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防短期入所生活介護を提供しているか。	条例 112 第 159 条、 準用（第 142 条、第 52 条の 11）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	10 サービスの提供の記録 （1）ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	条例 112 第 159 条、 準用（第 142 条第 52 条の 14 第 1 項）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	（2）サービスを提供した際には、具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	条例 112 第 159 条、 準用（第 142 条第 52 条の 14 第 2 項）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	11 利用料等の受領 （1）ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る介護予防サービス費用基準額から当該事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	条例 112 第 157 条第 1 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	（2）ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない当該サービスを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と当該サービスの費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	条例 112 第 157 条第 2 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	（3）ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、（1）、（2）の支払を受ける額のほか、利用者から受けることができる次に掲げる費用の額以外の額の支払を受けていないか。 ①食事の提供に要する費用 ②滞在に要する費用 ③利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ④利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ⑤送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く） ⑥理美容に要する費用 ⑦日常生活において通常必要となる費用で利用者に負担させることが適当と認められるもの（その他の日常生活費）	条例112第157条第3項 規則 142 第 37 条第 1 項一～七 規則 142 第 37 条第 2 項 条例112第157条第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	(4) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ているか。 ただし、①、②、③、④までに掲げる費用に係る同意については文書によるものとしているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	13 領収証の交付 指定介護予防短期入所生活介護その他のサービスの提供に要した費用について、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対して、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載した領収証を交付しているか。	法第41条第8項 施行規則第65条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	14 保険給付の申請に必要となる証明書の交付 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。	条例112第159条、 準用(第142条、第53条の2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	15 身体的拘束等の禁止 (1) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者はサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていないか。	条例112第159条準 用(第137条第1項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	条例112第159条準 用(第137条第2項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	16 利用者に関する区市町村への通知 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。 ・ 正当な理由なしに指定介護予防短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。 ・ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	条例112第159条、 準用(第142条、第53条の3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	17 緊急時等の対応 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護従業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	条例 112 第 159 条準用（第 138 条）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	18 管理者の責務 （１）管理者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者の管理、指定介護予防短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	条例 112 第 159 条準用（第 51 条第 1 項）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	（２）管理者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者に、都条例の「第 9 章第 4 節運営に関する基準及び第 5 節介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	条例 112 第 159 条準用（第 51 条第 2 項）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	(2) (1)の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の①～③に定める職員配置を行っているか。 ①昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ②夜間及び深夜については、2ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 ③ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。	条例 112 第 156 条第 2 項 規則142第36条の一 規則142第36条の二 規則 142 第 36 条の 三	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定介護予防短期入所生活介護を提供しているか。	条例 112 第 156 条第 3 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しているか。また、全ての従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 (※令和6年3月31日までの間は努力義務)	条例 112 第 156 条第 4 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切な指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 (職場におけるハラスメントの防止ための雇用管理上の措置)	条例 112 第 156 条第 5 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	20 業務継続計画の策定等 (1) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を継続的に行い、及び業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	都条例112号第159条準用（第52条の2の2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
	<p>(3) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p> <p>※上記(1)～(3)については3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は努力義務。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
四 運 営 に 関 す る 基 準	<p>21 定員の遵守</p> <p>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行っていないか。</p> <p>ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない</p>	<p>条例112第158条 都規則142第38条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>22 地域等との連携</p> <p>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めているか。</p>	<p>条例 112 第 159 条 準 用 (第 140 条)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>23 非常災害対策</p> <p>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行っているか。</p> <p>また、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。</p>	<p>条例 112 第 159 条 準 用 (第 142 条、第 121 条の 2)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>24 衛生管理等</p> <p>(1) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。</p>	<p>条例112第159条、準 用 (第142条、第139 条の2第1項)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(2) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じているか。(令和6年3月31日までの間は努力義務。令和6年4月1日より義務化。)</p>	<p>条例112第159条、準 用 (第142条、第139 条の2第2項)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	<p>① 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。</p> <p>② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>	都規則 142 号第 39 条準用(第 32 条の 2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>25 掲示</p> <p>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>ただし、上に規定する事項を記載した書面をユニット型指定短期入所生活介護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、規定による掲示に代えることができる。</p>	条例 112 第 159 条、準用（第 142 条、第 54 条の 3）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>26 秘密保持等</p> <p>(1) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p>	条例112第159条、準用（第142条、第54条の4第1項）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(2) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(3) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>27 広告</p> <p>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	条例 112 第 159 条、準用（第 142 条、第 54 条の 5）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>27 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止</p> <p>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	都条例112号第159条準用（第54条の6）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	28 苦情処理 (1) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者及びその家族からのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。	条例112第159条、準用（第142条、第54条の7第1項） 条例 112 第 159 条、準用（第 142 条、第 54 条の 7 第 2 項） 条例112第159条、準用（第142条、第54条の7第3項） 条例 112 第 159 条、準用（第 142 条、第 54 条の 7 第 4 項）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に関し、区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該区市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、区市町村から求めがあった場合には、(3)の改善の内容を区市町村に報告しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
29 事故発生時の対応	(1) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。	条例112第159条、準用（第142条、第54条の9第1項） 条例 112 第 159 条、準用（第 142 条、第 54 条の 9 第 2 項）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	<p>30 虐待の防止</p> <p>ユニット型指定介護予防短期入所介護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。（令和6年3月31日までの間は努力義務。令和6年4月1日より義務化。）</p> <p>①虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護従業者に十分に周知すること。</p> <p>②虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>③ユニット型指定介護予防短期入所生活介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。</p> <p>④①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>都条例112号第59条 準用（第54条の9の2）</p> <p>都規則142号第33条 準用（第9条の3）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>29 会計の区分</p> <p>(1) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p>	<p>条例 112 第 159 条、 準用（第 142 条、第 54 条の 10）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(2) 具体的な会計処理の方法等については、平成 12 年 3 月 10 日老計第 8 号「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」及び平成 13 年 3 月 28 日老振発第 18 号「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」により、適切に行われているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>30 記録の整備</p> <p>(1) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p>	<p>条例112第159条、準用（第141条第1項） 条例 112 第 159 条、</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
	<p>(2) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了日2年間保存しているか。</p> <p>①介護予防短期入所生活介護計画</p> <p>②「第4 運営に関する基準」の10に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>③「第4 運営に関する基準」の15に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>④「第4 運営に関する基準」の16に規定する区市町村への通知に係る記録</p> <p>⑤「第4 運営に関する基準」の28に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>⑥「第4 運営に関する基準」の29に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	準用（第141条第2項）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
五 介 護 予 防 の た め の 効 果 的 な 支 援 の 方 法 に 関 す る 基 準	1 介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針	条例112第164条準用（第143条）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(1) 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、目標を設定し、計画的に行っているか。				
	(2) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っているか。				
	(3) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としてサービスの提供に当たっているか。				
	(4) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。				
(5) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
	<p>2 介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。</p>	<p>条例112第144条第1項 条例 112 第 144 条第1項の一 条例112第144条第1項の二</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(2) 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、(1)の利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成しているか。</p> <p>※相当期間以上とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4日未満の利用者についても必要な介護及び機能訓練等の援助を行うものとする。</p>	<p>条例 112 第 144 条第1項の三 条例 112 第 144 条第1項の四 条例112第144条第1項の五 施行要領第四の三の6の(2)の④</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(3) 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	<p>(4) 管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、その実施状況や評価についても説明を行っているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(5) 管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付しているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(6) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(7) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(8) 介護予防サービス計画に基づきサービスを提供しているユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所は、当該介護予防サービス計画を作成しているユニット型指定介護予防支援事業者から介護予防短期入所生活介護計画の提供の求めがあった際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を提出することに協力するよう努めているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
	3 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項 (1) 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行なっているか。	条例112第160条第1項 条例112第160条第2項 条例112第160条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定介護予防短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行っているか。	項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4 介護 (1) 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、必要な技術をもって行われているか。	条例 112 第 161 条第1項 条例112第161条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう支援しているか	条例112第161条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、利用者に入浴の機会を提供しているか。 ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。	条例112第161条第4項 条例 112 第 161 条第5項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	(4) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な支援を行っているか。	条例112第161条第6項 条例112第161条第7項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が行う離床、着替え、整容その他日常生活上の行為を適切に支援しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(7) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
	(8) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5 食事 (1) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、提供しているか。	条例112第162条第1項 条例112第162条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っているか。	条例112第162条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しているか。	条例112第162条第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
五 介護 予防 のため の効果 的な支 援の方 法に関 する基 準	6 機能訓練 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか	条例112第164条準用、第147条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	7 健康管理 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとっているか。	条例 112 第 164 条準用、第 148 条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	8 相談及び援助 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行っているか。	条例112第164条準用、第149条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	9 その他のサービスの提供 (1) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しているか。	条例 112 第 163 条第 1 項 条例 112 第 163 条第 2 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
六 変更の届出等	1 変更の届出等 (1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都知事に届け出ているか。	法第115条の5第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第115条の5第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

七 介護予防サービス介護給付費の算定及び取扱い	1 基本的事項 (1) 指定介護予防短期入所生活介護に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定しているか。 ただし、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都知事に事前に届出を行った場合は、この限りではない。	法第53条第2項第2号 平18厚労告127別表の8 平12老企39	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。	平18厚労告127の二	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。	平18厚労告127の三	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 算定の区分等 (1) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に定める厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都知事に届け出たユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。	平18厚労告127 別表の6のイ及びロの注1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) (1)の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数に100分の97に相当する単位数を算定しているか。	平18厚労告127 別表の6のイ及びロの注1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が平成12年厚生省告示第27号(厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法)に該当する場合は、厚生省告示第27号(厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法)の17により算定しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

七 介護予防サービス 介護給付費の算定 及び取扱い	<p>3 生活機能向上連携加算</p> <p>外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、次の「厚生労働大臣が定める基準」に掲げる区分に従い、生活機能向上連携加算（Ⅰ）については、利用者の急性憎悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、生活機能向上連携加算（Ⅱ）については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、個別機能訓練加算を算定している場合は、（Ⅰ）は算定せず、（Ⅱ）は1月につき100単位を所定単位数に加算する。</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p>	平18厚労告127 別表の6のイ及びロ の注5			
	<p>（1）生活機能向上連携加算（Ⅰ）のみ</p> <p>指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所若しくは医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員が共同して利用者の身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>（2）生活機能向上連携加算（Ⅱ）のみ</p> <p>指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所若しくは医療提供施設の理学療法士等が、当該指定短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画を作成していること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>（3）生活機能向上連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）共通</p> <p>① 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>② (1)、(2)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容等の見直し等を行っていること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

七 介護予防サービス 介護給付費の算定及び 取扱い	4 機能訓練指導員に係る加算 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（利用者の数が100を超えるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都知事に届け出たユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算しているか。	平18厚労告127 別表の6のイ及びロ の注6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5 個別機能訓練加算 別に厚生労働大臣が定める基準に該当しているものとして都知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき56単位を所定単位数に加算しているか。	平18厚労告127 別表の6のイ及びロ の注7 平27厚労告95の115	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	6 認知症行動・心理症状緊急対応加算 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合、利用を開始した日から起算して7日間を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算しているか。	平18厚労告127 別表の6のイ及びロ の注8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	7 若年性認知症利用者受入加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都知事に届け出たユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算しているか。 ただし、「6 認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定している場合を除く。	平18厚労告127 別表の6のイ及びロ の注9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

七 介護予防サービス 給付費の算定及び 取扱い	8 送迎加算 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅とユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算しているか。	平18厚労告127 別表の6のイ及びロ の注10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	9 連続して30日を超える日以降の介護予防短期入所生活介護費の算定 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所生活介護を受けている場合において、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所生活介護について、介護予防短期入所生活介護費を算定していないか。	平18厚労告127 別表の6のイ及びロ の注13	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	10 療養食加算 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都知事に届けて当該基準による食事の提供を行うユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、8単位を加算しているか。 (1) 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されているか。	平18厚労告127 別表の6のハの注	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防短期入所生活介護事業所において行われているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11 認知症専門ケア加算 ユニット型指定短期入所生活介護事業所において、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	平18厚労告127 別表の6のニの注	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

七 介護予防サービス 介護給付費の算定及び 取扱い	<p>(1) 認知症専門ケア加算(I) 3単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上であること。</p> <p>② 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者(短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。)を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。</p> <p>③ 当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(2) 認知症専門ケア加算(II) 4単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① イの基準のいずれにも適合すること。</p> <p>② 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者(短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。)を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。</p> <p>③ 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

七 介護予防サービス 給付費の算定及び 取扱い	12 サービス提供体制強化加算 次に掲げる基準に適合しているものとして都知事に届け出たユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し指定介護予防短期入所生活介護を行った場合等、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき所定の単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 次のいずれかに適合すること ① ユニット型指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。 ② ユニット型指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の者の占める割合が100分の35以上であること。 ロ 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。	平18厚労告127別表の6のホの注	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100の60以上であること。 ロ 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 次のいずれかに適合すること ① 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 ② 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 ③ 指定短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 ロ 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

七 介護予防サービス 介護給付費の算定及び 取扱い	<p>13 介護職員処遇改善加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出たユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 算定した単位数の1000分の83に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 算定した単位数の1000分の60に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 算定した単位数の1000分の33に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	<p>平18厚労告127 別表の6のへの注</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>※別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(2) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、知事に届け出ていること。</p>	<p>平27厚労告95の一 一七（平27厚労告95 の四号準用）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

	<p>(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p>			
七 介護 予防 サー ビス 介護 給付 費の 算定 及び 取扱 い	<p>(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6) 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第10条第2項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。</p> <p>(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p>			
	<p>ロ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		□	□ □

	<p>ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
七 介護 予防 サー ビス 介護 給付 費の 算定 及び 取扱 い	<p>(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての介護職員に周知していること。</p>				
	<p>14 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出たユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 算定した単位数の1000分の27に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p>	平18厚労告127 別表の6のトの注	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

七 介護予防サービス介護給付費の算定及び取扱い	<p>※別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。</p> <p>(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。</p> <p>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p>	平27厚労告95の一 一七の二（平27厚労 告95の三十九号の 二準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
----------------------------	---	---	--------------------------	--------------------------	--------------------------

七 介護予防サービス 介護給付費の算定及び 取扱	<p>(5) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。</p> <p>(二) 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所が、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ていること。</p> <p>(6) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)</p> <p>イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>15 介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出たユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、イからホまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p>	平18厚労告127 別表の6のチの注	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

<p>※別に厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の3分の2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>ロ ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>ハ 介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本可算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>ニ 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>ホ ユニット型介護予防短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>ヘ ロの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に通知していること。</p>	<p>平 27 厚労告 95 の一 一七の三（平 27 厚 労告 95 の四号の三 準用）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>16 定員超過利用に係る減算 利用者数が利用定員を超える場合は、原則として定員超過利用による減算の対象となり、所定単位数の100分の70を乗じて得た単位数を算定しているか。</p>	<p>平18老計発 0317001、老振発 0317001、老老発 031701第2の7の(2)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>17 ユニットにおける職員に係る減算 ユニットにおける職員の員数が、ユニットにおける職員の基準に満たない場合の減算については、ある月（暦月）において基準に満たない状況が発生した場合に、その翌々月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数を減算しているか。 ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。</p>	<p>平18老計発031701、 老振発0317001、老 老発031701第2の7 の(7)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

	<p>18 ユニット型介護予防短期入所生活介護の施設基準減算</p> <p>次に掲げる基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>(1) 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>(2) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p>	<p>平18厚労告127別表の6のロの注2</p> <p>平27厚労告96の11</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--	---	--	--------------------------	--------------------------	--------------------------